

# 学校緊急事案対応について

令和2年8月 座間市教育委員会

## 1 Jアラートによる警報システム発令時の対応

- (1) 児童生徒が屋外にいる場合、できるだけ早く校舎内に移動させる。
- (2) 児童生徒が屋内にいる場合、または屋内に移動させた後、爆風による被害が予想されるため、窓から離れさせる。
- (3) Jアラート発令後、行政からの情報に注意し避難行動等をとる。
- (4) 保護者への連絡等、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に定められた警報発令時の対応に準ずる。

## 2 座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿された際の対応

標記メールが確認された際は、座間警察署、座間市役所市長室との連携のもと、座間市教育委員会教育指導課が脅迫メールの信ぴょう性等を判断する。

危険性が高いと判断された場合、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に即した対応を行う。

信ぴょう性が薄い、危険性が低いと判断された場合、次の(1)から(4)の対応を実施するか否かについて、教育委員会としての原案を教育指導課長から校長会長を通して各校長に示す。

- (1) 児童生徒に対して通知を配付し、複数で登下校、不審者に遭った際の対応、警察への通報等、安全指導を行う。
- (2) 学校メールを配信し、保護者に注意喚起を促す。(ただし、配信メールの内容は、不安を扇動することのないよう脅迫メール原文を直接表現しない。) 配信メールの内容については、教育指導課の原案をもとに各校が実情に応じて作成する。

### 原案例

「座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿されました。市ではすでに警察と連携し対応しており、信ぴょう性は低いと判断しています。学校では念のため登下校等安全指導を行います。ご家庭でもご留意ください。」

- (3) 教職員は(可能な範囲で)登下校の見守り活動等、安全指導を行う。  
(なお、見守る範囲、ポイント等は学校が事前に定めておき、期限については教育指導課と協議する)
- (4) PTA本部、青少年健全育成連絡協議会等、関係団体に情報提供し、可能な範囲での安全指導への協力を要請する。

※ 第三者により特定の個人、学校が標的とされた場合は、被害届提出等、即時警察対応

